

周防大島町船舶運航事業経営戦略

団 体 名 : 周防大島町

事 業 名 : 渡船事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月 (改定日 令和7年10月)

計 画 期 間 : 令和 7 年度 ~ 令和 16 年度

1. 事業概要

(1) 事業形態等

法適用（全部適用・一部適用）・法非適用の区分	法非適		
職 員 数	15人	年 間 輸 送 人 員 数	41千人
営 業 航 路	21.2km	在 籍 船 舶 数	4両
運 航 路 線 数	3本	平 均 船 齢	23年
年 間 運 航 キ ロ	56千km	乗 船 効 率 * 1	20%

*1 乗船効率 = 延人キロ / (運航キロ × 平均乗船定員) × 100

(2) 料金形態

	年 月 日	制 度 及 び 賃 率
上限認可		
実 施	令和元年10月1日	周防大島町営渡船設置及び運営に関する条例

(3) 料金水準の検討

現行の料金は令和元年10月1日から設定している。
船舶の老朽化等により安全面に関する費用が増加していく傾向にあるが、本航路は離島住民にとって本土とをつなぐ唯一の公共交通であるため、料金改定による値上げを行うことは、島民の負担が高くなる。
また、近年増加傾向にある観光客にとっても料金の値上げは航路の利用離れに繋がる可能性もあるため、当分の間は現行の料金で運営を行いながら、観光部署と連携し、離島への誘客を図ることにより、利用者増加に向けた取組を行う。

(4) 現在の経営状況

料 金 収 入 ※過去3年度分を記載	R4 15,297千円	R5 14,734千円	R6 14,157千円
経 常 収 支 比 率 (又は収益的収支比率)	R4 100%	R5 100%	R6 100%
純 損 益 (又は実質収支)	R4 0千円	R5 0千円	R6 0千円
資 金 不 足 比 率 * 2 ※過去3年度分を記載	R4 %	R5 %	R6 %

【上記の指標等を踏まえた現在の経営状況の分析】

本島と3離島をそれぞれ結ぶ航路で構成される本事業は、離島人口の減少による料金収入の減少傾向が見られる。また、料金収入のみでは運航経費を賄うことができず、国・県補助金及び一般会計繰入金より収支の均衡を図っている。

*2 ここでいう資金不足比率とは、地方財政法による資金不足比率を指し、以下の算式により算出するものとする。

資金不足比率〔法適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) >

資金不足比率〔法非適用企業の場合〕 = (地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額) / ((営業収益) - (受託工事収益)) >

2. 将来の事業環境

(1) 利用者数の予測

(1)～(3) 共通

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度および令和3年度の観光客が一時は大幅に減少したが、令和4年度以降は徐々に回復傾向に向かっている。

しかしながら、第2期周防大島町人口ビジョンでは、令和42年（2060年）の本町の総人口は、平成27年（2015年）に対して25.1%に減少すると予測されており、直近の3離島の人口推移を見ても、令和2年度の251人に対して令和6年度は208人と約17%減少していることから、今後の利用者数の減少は避けられない状況となってきた。

(2) 料金収入の予測

観光客数が増加傾向にある中、離島住民の高齢化により人口が年々減少し、航路利用者も減少傾向にあるため、通勤・通学等による定期券や回数券の料金収入の増額を見込むことはできず、今後も緩やかな減少傾向が続くと予想される。

(3) 船舶更新時期の見通し

3航路のうち、久賀～前島航路及び伊保田～情島航路について、令和6年度に主機関換装整備を行ったため、燃費向上や修繕費削減等による経費削減が期待できる。

樽見～日前航路については、平成21年度に新船を建造し、16年が経過し老朽化しているため、船舶運航の安全性の向上を図るために、主機関換装整備の検討を行う予定としている。

3. 経営の基本方針

本航路は、本島と属島である前島、浮島、情島の3離島をそれぞれ結ぶ唯一の公共交通で、島民、釣り客及び観光客など利用者の往来だけでなく、生活物資の搬入やごみ・し尿の搬出など島民生活に不可欠な輸送手段であるが、事業規模が小さく、料金収入だけでは運営が成り立たないため、国・県補助金及び一般会計繰入金により収入の均衡を図っている。

このため、今後も町営の体制を維持しながら、利用実態を踏まえた経営改善を進め、持続的な航路運営体制を構築していく。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

①収支計画のうち投資についての説明

平成21年度に樽見～日前航路及び伊保田～情島航路の新船を建造し、平成29年度には久賀港浮桟橋を更新した。

久賀～前島航路及び伊保田～情島航路については、令和6年度に主機関換装整備を行ったため、当分の間は新船建造は見込んでいない。

樽見～日前航路については、新船建造から16年が経過しており老朽化が進んでいるため、安全性の向上を図るために主機関換装整備の検討を行う予定。

地方償還金については、償還予定に基づく額を計上した。

②収支計画のうち財源についての説明

料金収入について、島民人口の減少により緩やかな減少傾向が続くと予想される。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時は減った観光客数も、現在は回復傾向にあり、観光客の増加による料金収入の増加が見込まれる。

また、過去3年間の料金収入に大きな変動は見られないことから、料金を改定せず、本年度の予算額と同水準で推移すると見込んだ。

国・県補助金についても、事業形態に大きな変動はないことから、本年度予算額と同水準で推移すると見込んだ。

一般会計繰入金については、収支均衡の経営を維持するため、必要最小限の額を見込んだ。

③収支計画のうち投資以外の経費についての説明

職員給与については、正規職員と会計年度任用職員の配置見直しなどにより、本年度予算額と同水準で推移すると見込んだ。
 その他の費用については、内部努力で物価変動は吸収できるとして、本年度予算額と同水準で推移すると見込んだ。
 支払利息については、償還予定に基づく額を計上した。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1) において、純損益（法適用）又は実質収支（法非適用）が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等を記載すること。

* (1) において黒字の場合においても、投資・財政計画（収支計画）に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

久賀～前島航路及び伊保田～情島航路については、令和6年度に主機関換装整備を行ったため、当分の間は新船建造は行わず、修繕による延命化を図りながら、新船建造計画の見直しを検討する。

樽見～日前航路については、建造後16年が経過しており、老朽化が進みつつあるため、修繕による延命化を図りながら、主機関換装整備の検討を行う予定。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	経営戦略の投資・財政計画やそれを構成する投資試算、財政試算と実績の乖離及びその原因を分析し、その結果を事業経営に反映させる、PDCAサイクルへ計画策定（Plan）－実施（Do）－検証（Check）－見直し（Action）～に基づく持続的な検証により、5年を目途とした進捗管理・更新を行う。
----------------------------	---

年 度			前々年度 (決算)	前年度 決 算 見 込	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分														
収 益 的 収 入	収 益 の 収 入	1 総 収 益 (A)	87,951	84,041	91,184	102,774	102,745	102,708	102,671	102,634	102,596	102,564	102,550	102,536
		(1) 営 業 収 益 (B)	14,734	14,157	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137
		ア 料 金 収 入	14,734	14,157	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	73,217	69,884	77,047	88,637	88,608	88,571	88,534	88,497	88,459	88,427	88,413	88,399
		ア 他 会 計 繰 入 金	9,539	10,111	16,264	27,854	27,825	27,788	27,751	27,714	27,676	27,644	27,630	27,616
		イ そ の 他	63,678	59,773	60,783	60,783	60,783	60,783	60,783	60,783	60,783	60,783	60,783	60,783
		(2) 営 業 外 収 益	73,217	69,884	77,047	88,637	88,608	88,571	88,534	88,497	88,459	88,427	88,413	88,399
	収 益 の 支 出	2 総 費 用 (D)	87,951	84,041	91,184	102,774	102,745	102,708	102,671	102,634	102,596	102,564	102,550	102,536
		(1) 営 業 費 用	87,900	83,894	90,801	102,492	102,492	102,492	102,492	102,492	102,492	102,492	102,492	102,492
		ア 職 員 給 与 費	61,466	58,015	60,594	60,594	60,594	60,594	60,594	60,594	60,594	60,594	60,594	60,594
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	26,434	25,879	30,207	41,898	41,898	41,898	41,898	41,898	41,898	41,898	41,898	41,898
		(2) 営 業 外 費 用	51	147	383	282	253	216	179	142	104	72	58	44
		ア 支 払 利 息	51	147	383	282	253	216	179	142	104	72	58	44
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分												
	イ そ の 他													
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
資 本 的 収 入	資 本 の 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	11,342	24,974	63,167	3,083	4,473	4,509	4,546	4,583	4,232	2,105	1,818	1,832
		(1) 地 方 債	10,600	12,500	50,700									
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	742	1,749	12,467	3,083	4,473	4,509	4,546	4,583	4,232	2,105	1,818	1,832
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		10,725										
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他												
	資 本 の 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	11,384	24,974	63,167	3								

投資・財政計画
(収支計画)

(単位：千円，％)

年 度		前々年度	前年度	本年度	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
区 分		(決算)	決 算 見 込										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		△ 42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積 立 金 (K)													
前年度からの繰越金 (L)		42											
前年度繰上充用金 (M)													
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)													
実 質 収 支 黒 字 (P)													
(N)-(O) 赤 字 (Q)													
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)													
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資 金 の 不 足 額 (R)													
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)		14,734	14,157	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137	14,137
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資 金 の 不 足 額 (T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事 業 の 規 模 (V)													
健全化法第22条により算定した 資 金 不 足 比 率 ((T) / (V) ×100)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)													
地 方 債 残 高 (X)		23,927	35,738	35,050	31,967	27,494	22,985	18,439	13,856	9,624	7,518	5,700	3,868

○他会計繰入金

(単位：千円)

年 度		前々年度	前年度	本年度									
区 分		(決算)	決 算 見 込										
収 益 的 収 支 分		9,539	10,111	16,264	27,854	27,825	27,788	27,751	27,714	27,676	27,644	27,630	27,616
	うち基準内繰入金	420	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
	うち基準外繰入金	9,119	9,741	15,894	27,484	27,455	27,418	27,381	27,344	27,306	27,274	27,260	27,246
資 本 的 収 支 分		742	1,749	12,467	3,083	4,473	4,509	4,546	4,583	4,232	2,105	1,818	1,832
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	742	1,749	12,467	3,083	4,473	4,509	4,546	4,583	4,232	2,105	1,818	1,832
合 計		10,281	11,860	28,731	30,937	32,298	32,297	32,297	32,297	31,908	29,749	29,448	29,448